



全ト協発第629号（環）
平成31年3月5日

各都道府県トラック協会会长 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の 一部改正等について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省自動車局長より、本年3月から幅広トレーラ（幅の基準緩和を受けて運行するセミトレーラ）を使用し、幅及び長さにおいて2.5メートルを超える分割不可能な建設資材などの幅広貨物を運搬する場合、保安基準の規定値である車両総重量28トン（構造により36トン）を超えない範囲で複数積載が認められる基準緩和自動車の認定要領の一部改正を行ったとの通知がありました。

また、本改正に合わせ、基準緩和を受けた自動車が積載貨物を落下させて事故を惹起した場合などにおける違反点数の明確化、法令が遵守されていない（関係法令違反により事業停止等の行政処分を受けた）場合における基準緩和自動車の申請者条件の追加を行う行政処分要領等の改正を行ったとの通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 萩原
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自技第228号の3
平成31年2月21日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」等の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知したので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

別添

国自技第228号
平成31年2月21日

各地方運輸局長 殿 }
沖縄総合事務局長 殿 } (単名各通)

自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」等の一部改正について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）別添「基準緩和自動車の認定要領」及び「基準緩和自動車の行政処分等要領」（平成29年7月3日国自技第49号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添1及び2のとおり周知したので了知されたい。

別添 1

国自技第228号の2
平成31年2月21日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿 }
軽自動車検査協会理事長 殿 }
(単名各通)

国土交通省自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」等の一部改正について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）別添「基準緩和自動車の認定要領」及び「基準緩和自動車の行政処分等要領」（平成29年7月3日国自技第49号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知したので了知願います。

【別紙新旧対照表、別添運輸局等通知文（略）】

別添2

国自技第228号の3
平成31年2月21日

一般社団法人日本自動車工業会会长 殿
一般社団法人日本自動車車体工業会会长 殿
一般社団法人日本自動車部品工業会会长 殿
一般社団法人日本産業車両協会会长 殿
一般社団法人日本農業機械工業会会长 殿
一般社団法人日本建設機械施工協会（旧日本建設機械化協会）会長 殿
日本自動車輸入組合理事長 殿
一般社団法人日本自動車機械工具協会会长 殿
一般社団法人日本自動車販売店協会連合会会长 殿
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会会长 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会会长 殿
公益社団法人全日本トラック協会会长 殿
公益社団法人全国通運連盟会長 殿
公益社団法人日本バス協会会长 殿
一般社団法人鉄骨建設業協会会长 殿
一般社団法人日本橋梁建設協会会长 殿
一般社団法人日本鉄鋼連盟会長 殿
日本製紙連合会会长 殿
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会长 殿

（単名各通）

国土交通省自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」等の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知したので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

【別添運輸局等通知文（略）】

○「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）の一部改正について 新旧対照表

制 定 平成9年9月19日付 自技第193号
 最終改正 平成31年2月21日付 国自技第228号

改 正	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 「パン型等セミトレーラ」とは、(略)</p> <p>(4) 「幅広貨物」とは、合成床版、建築用パネル、建造用鋼板その他建設資材であって、幅及び長さにおいて2.5メートルを超える分割不可能な貨物をいう。</p> <p>(5) 「高速自動車国道等」とは、(略)</p> <p>(6) 「連節バス」とは、(略)</p> <p>(7) 「飛行場の設置者等」とは、(略)</p> <p>(8) 「飛行場の制限区域」とは、(略)</p> <p>(9) 「誘導車」とは、(略)</p> <p>(10) 「トレーラ・ハウス」とは、(略)</p> <p>(11) 「災害応急対策」とは、(略)</p> <p>(12) 「営業所等」とは、(略)</p> <p>(13) 「貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法第39条に規定する一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者をいう。</p> <p>(14) 「条件」とは、(略)</p> <p>(15) 「制限」とは、(略)</p> <p>(16) 「処分等要領」とは、(略)</p> <p>(17) 「継続緩和の認定」とは、(略)</p> <p>(18) 「貨物自動車運送事業用自動車」とは、(略)</p> <p>(19) 「自動車型式認証実施要領」とは、(略)</p> <p>(20) 「新型自動車取扱要領」とは、(略)</p> <p>(21) 「輸入自動車特別取扱要領」とは、(略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 「条件」とは、(略)</p> <p>(4) 「制限」とは、(略)</p> <p>(5) 「継続緩和の認定」とは、(略)</p> <p>(6) 「営業所等」とは、(略)</p> <p>(7) 「連節バス」とは、(略)</p> <p>(8) 「高速自動車国道等」とは、(略)</p> <p>(9) 「飛行場の設置者等」とは、(略)</p> <p>(10) 「飛行場の制限区域」とは、(略)</p> <p>(11) 「走行試験」とは、(略)</p> <p>(12) 「自動車製作者等」とは、(略)</p> <p>(13) 「自動車型式認証実施要領」とは、(略)</p> <p>(14) 「新型自動車取扱要領」とは、(略)</p> <p>(15) 「輸入自動車特別取扱要領」とは、(略)</p> <p>(16) 「自動車検査業務等実施要領」とは、(略)</p> <p>(17) 「貨物自動車運送事業用自動車」とは、(略)</p> <p>(18) 「災害応急対策」とは、(略)</p> <p>(19) 「トレーラ・ハウス」とは、(略)</p> <p>(20) 「パン型等セミトレーラ」とは、(略)</p> <p>(21) 「誘導車」とは、(略)</p> <p>(22) 「処分等要領」とは、(略)</p> <p>(23) 「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領」とは、(略)</p>

- (22) 「自動車検査業務等実施要領」とは、(略)
 (23) 「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」とは、
 (略)
 (24) 「走行試験」とは、(略)
 (25) 「自動車製作者等」とは、(略)

第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車
 基準緩和の認定を申請することができる自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。
 (1)～(3) (略)
 (4) 幅広貨物を保安基準第2条（幅）に定める基準を超える、保安基準第4条（車両総重量）の表第2号及び第4条の2（軸重等）に定める基準内で荷台と水平に積載し輸送できる構造を有する車体の形状がセミトレーラであるもの
 (5) 幅広貨物を保安基準第2条（幅）に定める基準を超える、保安基準第4条（車両総重量）の表第3号及び第4条の2（軸重等）に定める基準内で荷台と水平に積載し輸送できる構造を有し、かつ、スタンション及び固縛金具を備える車体の形状がセミトレーラであるもの
 (6)～(24) (略)
 注 (略)

第4 申請者等
 1、2 (略)
 3 申請者は、申請日前3ヶ月間（悪質な違反については6ヶ月間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局等の長から次の各号の処分を受けた者ではないこと（認定要領第9にかかる申請は除く。）
 (1) 道路運送車両法に基づく保安基準緩和の認定の取消処分。
 (2) 貨物自動車運送事業法違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は道路運送法違反による使用制限（禁止）処分（貨物の運送の用に供する自動車の申請に限る。）。

第5 申請書及び添付書類
 1～5 (略)

【注】(略) とあるのは改正前の定義と変更がないことを示す。

第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車
 基準緩和の認定を申請することができる自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。
 (1)～(3) (略)
 (4)～(22) (略)
 注 (略)

第4 申請者等
 1、2 (略)

第5 申請書及び添付書類
 1～5 (略)

6 申請者は、第4第3項に該当する行政処分を受けていないことについて、第1号様式（第5第6項関係）による宣誓書を提出するものとする。

第6 審査

1～5（略）

6 第3第2号から第6号まで又は第11号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第11号に規定する自動車にあっては、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

7 申請者が貨物自動車運送事業者である場合には、第4第3項第2号に該当する行政処分を受けていないことについて貨物自動車運送事業の監査担当部署から必要に応じ意見を聴取するものとする。

第7 条件、期限及び制限の付与

1、2（略）

3 地方運輸局長は、第3第13号の自動車について、基準緩和項目がA B Sである場合には、申請に係る自動車と同一の営業所等に属する自動車の使用状況に応じて、期限を付すものとする。

4 地方運輸局長は、第17の規定に基づき第3第20号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、道路を横断する場合に限るなどの必要な制限を付すものとする。

5 地方運輸局長は、第18の規定に基づき第3第21号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。
(1)～(5)（略）

6 地方運輸局長は、第19の規定に基づき第3第22号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付するものとする。

第8 基準緩和の認定等

第6 審査

1～5（略）

6 第3第2号、第3号、第4号又は第9号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第9号に規定する自動車にあっては、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

第7 条件、期限及び制限の付与

1、2（略）

3 地方運輸局長は、第3第11号の自動車について、基準緩和項目がA B Sである場合には、申請に係る自動車と同一の営業所等に属する自動車の使用状況に応じて、期限を付すものとする。

4 地方運輸局長は、第17の規定に基づき第3第18号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、道路を横断する場合に限るなどの必要な制限を付すものとする。

5 地方運輸局長は、第18の規定に基づき第3第19号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。
(1)～(5)（略）

6 地方運輸局長は、第19の規定に基づき第3第20号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付するものとする。

第8 基準緩和の認定等

1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20又は第21の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適當であると判断した場合は、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。

2、3 (略)

4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20又は第21の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合、申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合、別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が55点以上の場合又は第4第3項に該当する処分を受けた申請者の場合は保安基準第55条第7項に該当するものとして基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第9 繼続緩和の認定

1～4 (略)

5 繼続緩和の認定を受けようとする自動車が自動車検査証に付された緩和の期限内に第22第1項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定（以下「安全性優良事業所認定」という。）を受けているとして申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、緩和の期限を次の各号のとおりとする。

(1)、(2) (略)

(3) 前2号により処理された自動車が第22第1項に基づく行政処分等を受けた場合又は安全性優良事業所認定が失効又は返納した場合、次の継続緩和の認定は、前項の規定により期限を付す。

6 (略)

1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19又は第20の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適當であると判断した場合は、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。

2、3 (略)

4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19又は第20の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合、並びに、別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が55点以上の場合は保安基準第55条第7項に該当するものとして基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第9 繼続緩和の認定

1～4 (略)

5 繼続緩和の認定を受けようとする自動車が自動車検査証に付された緩和の期限内に第21第1項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定（以下「安全性優良事業所認定」という。）を受けているとして申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、緩和の期限を次の各号のとおりとする。

(1)、(2) (略)

(3) 前2号により処理された自動車が第21第1項に基づく行政処分等を受けた場合又は安全性優良事業所認定が失効又は返納した場合、次の継続緩和の認定は、前項の規定により期限を付す。

6 (略)

7 第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20又は第21」とあるのは「第9第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 (略)

第10～第12 (略)

第13 国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例

1 地方運輸局長は、第3第7号に規定するセミトレーラであって、国際海上コンテナを輸送することに基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第3号及び第4号は除く。

(1)～(5) (略)

2 第3第7号に規定する自動車について、車両総重量及び最大積載量に係る諸元を第8第2項に規定される表示の例にかかわらず、次の例により表示するものとする。

以下 (略)

第14 (略)

第15

1 地方運輸局長は、第3第1号から第7号までに規定する自動車であって、自動車製作者等が走行試験を行うものについては、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作者等に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

7 第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20又は第21」とあるのは「前項」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 (略)

第10～第12 (略)

第13 国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例

1 地方運輸局長は、第3第5号に規定するセミトレーラであって、国際海上コンテナを輸送することに基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第3号及び第4号は除く。

(1)～(5) (略)

2 第3第5号に規定する自動車について、車両総重量及び最大積載量に係る諸元を第8第2項に規定される表示の例にかかわらず、次の例により表示するものとする。

以下 (略)

第14 (略)

第15 自動車製作者等の試験自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第1号から第5号に規定する自動車であって、自動車製作者等が走行試験を行うものについては、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作者等に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

2、3(略)

第16(略)

第17 道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第20号に規定する自動車であつて、保安基準第2条（長さ及び幅）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)～(5)(略)

2、3(略)

第18 トレーラ・ハウスの特例

1 第3第21号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者に限り申請をおこなうことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

2、3(略)

第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第22号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。

2、3(略)

第20 緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例

1 第3第16号の申請ができる自動車の要件とは次に掲げるも

2、3(略)

第16(略)

第17 道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第18号に規定する自動車であつて、保安基準第2条（長さ及び幅）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)～(5)(略)

2、3(略)

第18 トレーラ・ハウスの特例

1 第3第19号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者に限り申請をおこなうことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

2、3(略)

第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第20号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。

2、3(略)

第20 緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例

1 第3第14号の申請できる自動車の要件とは次に掲げるも

とし、必要最小限の車両数をもって基準緩和の認定を申請することができるものとする。

(1) 次に掲げる誘導車であつて、次のイからトのいずれかに該当するもの。

イ～ホ (略)

ヘ 第3第21号のトレーラ・ハウス（以下「誘導されるトレーラ・ハウス」という。）を運行させようとする者が使用する誘導車

ト (略)

(2) (略)

2 地方運輸局長は、前項の自動車であつて、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1) ~ (9) (略)

(10) 誘導される自動車の特殊車両通行許可証の写し（誘導される自動車が第3第1号の自動車及び第3第21号のトレーラ・ハウスにあっては、幅が3メートル以上又は連結時全長が16.5メートルを超えることが分かる書面でも良いものとする。）

(11) (略)

3 (略)

第21 幅広貨物を輸送するトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第4号及び第5号に規定するセミトレーラであつて、複数の幅広貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第2条（幅）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査

し、必要最小限の車両数をもって基準緩和の認定を申請することができるものとする。

(1) 次に掲げる誘導車であつて、次のイからトのいずれかに該当するもの。

イ～ホ (略)

ヘ 第3第19号のトレーラ・ハウス（以下「誘導されるトレーラ・ハウス」という。）を運行させようとする者が使用する誘導車

ト (略)

(2) (略)

2 地方運輸局長は、前項の自動車であつて、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1) ~ (9) (略)

(10) 誘導される自動車の特殊車両通行許可証の写し（誘導される自動車が第3第1号の自動車及び第3第19号のトレーラ・ハウスにあっては、幅が3メートル以上又は連結時全長が16.5メートルを超えることが分かる書面でも良いものとする。）

(11) (略)

3 (略)

するものとする。

- (1) 保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
- (2) 輸送しようとする物品の重量及び寸法
- (3) 輸送しようとする物品が、幅及び長さにおいていずれも2.5メートル以下に分割不可能であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性
- (4) 当該セミトレーラの運行が道路構造及び道路交通に与える支障
- (5) 主な運行経路
- (6) その他必要な事項

2 前項に関し、第3第5号のセミトレーラの構造については、細目告示第7条の2、同第85条の2及び同第163条の2に定める基準を準用し審査するものとする。

3 地方運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられること等の通行上の問題が発生する可能性があると判断されるセミトレーラにあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することができる。

第22 行政処分等

1、2 (略)

3 基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 第3第9号に規定する自動車で、使用の本拠の位置が基準緩和認定時に使用の本拠を有していた離島以外の位置に移った場合
- (5) 第3第21号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合
- (6) 第3第22号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合
- (7)、(8) (略)

4 (略)

第21 行政処分等

1、2 (略)

3 基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 第3第7号に規定する自動車で、使用の本拠の位置が基準緩和認定時に使用の本拠を有していた離島以外の位置に移った場合
- (5) 第3第19号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合
- (6) 第3第20号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合
- (7)、(8) (略)

4 (略)

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

適用 条項	項目	保安基準第55 条第1項に規 定する大臣が 定める告示	1～14 (略)
		保安基準等の 条項	
告 示 第 1 条 第 1 号	長さ、幅及び 高さ	認定要領第3第11号の自 動車を除く	(略) (略)
		認定要領第3第11号の自 動車に限る	(略) (略)
車両総重量 第1号	新規緩和（認定要領第3 第2号、第3号、 <u>第7号</u> 及び <u>第20号</u> の自動車を除 く）	(略) (略)	
	継続緩和（認定要領第3 第2号、第3号及び <u>第7 号</u> の自動車を除く）	(略) (略)	
	新規緩和（認定要領第3 第6号（認定要領第3第2 号及び第3号の自動車を けん引することができる 構造を有する場合を除 く）の自動車に限る）	(略) (略)	
	新規緩和（認定要領第3 第7号に限る）	(略) (略)	

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

適用 条項	項目	保安基準第55 条第1項に規 定する大臣が 定める告示	1～14 (略)
		保安基準等の 条項	
告 示 第 1 条 第 1 号	長さ、幅及 び高さ	認定要領第3第9号の自 動車を除く	(略) (略)
		認定要領第3第9号の自 動車に限る	(略) (略)
車両総重量 第1号	車両総重量	新規緩和（認定要領第3 第2号、第3号、 <u>第5号</u> 及び <u>第18号</u> の自動車を除 く）	(略) (略)
	継続緩和（認定要領第3 第2号、第3号及び <u>第5 号</u> の自動車を除く）	(略) (略)	
	新規緩和（認定要領第3 第4号（認定要領第3第2 号及び第3号の自動車 をけん引することができ る構造を有する場合を除 く）の自動車に限る）	(略) (略)	
	新規緩和（認定要領第3 第5号に限る）	(略) (略)	

	新規緩和（認定要領第3 第2号、第3号及び第6 号（認定要領第3第2号 及び第3号の自動車をけ ん引することができる構 造を有する場合に限る） の自動車に限る）	(略)	(略)		新規緩和（認定要領第3 第2号、第3号及び第4 号（認定要領第3第2号 及び第3号の自動車をけ ん引することができる構 造を有する場合に限る） の自動車に限る）	(略)	(略)
	新規緩和（認定要領第3 第20号の自動車に限る）	(略)	(略)		新規緩和（認定要領第3 第18号の自動車に限る）	(略)	(略)
軸重等	新規緩和（認定要領第3 第2号、第3号、 <u>第7号</u> 及び <u>第20号</u> の自動車を除 く）	(略)	(略)	軸重等	新規緩和（認定要領第3 第2号、第3号、 <u>第5号</u> 及び <u>第18号</u> の自動車を除 く）	(略)	(略)
	継続緩和（認定要領第3 第2号、第3号及び <u>第7</u> 号の自動車を除く）	(略)	(略)		継続緩和（認定要領第3 第2号、第3号及び <u>第5</u> 号の自動車を除く）	(略)	(略)
	新規緩和（認定要領第3 <u>第6号</u> （認定要領第3第 2号及び第3号の自動車 をけん引することができる 構造を有する場合を除 く）の自動車に限る）	(略)	(略)		新規緩和（認定要領第3 <u>第4号</u> （認定要領第3第 2号及び第3号の自動車 をけん引することができる 構造を有する場合を除 く）の自動車に限る）	(略)	(略)
	新規緩和（認定要領第3 <u>第7号</u> に限る）	(略)	(略)		新規緩和（認定要領第3 <u>第5号</u> に限る）	(略)	(略)
	新規緩和（認定要領第3 第2号、第3号及び <u>第6</u> 号（認定要領第3第2号 及び第3号の自動車をけ ん引することができる構 造を有する場合に限る）	(略)	(略)		新規緩和（認定要領第3 第2号、第3号及び <u>第4</u> 号（認定要領第3第2号 及び第3号の自動車をけ ん引することができる構 造を有する場合に限る）	(略)	(略)

新規緩和（認定要領第3 第20号の自動車に限る）	(略)	(略)
新規緩和（認定要領第3 第12号の自動車に限る）	(略)	(略)
(略)		

(注)

- 第3第15号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「飛行場の制限区域内で使用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。
- 第3第19号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「国際埠頭施設の制限区域の周辺で使用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを港湾事務所長等が証する書面（保安巡視を行う国際埠頭施設の制限区域の周囲の地図を含む。）」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。

【備考】

(1)～(18) (略)

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第13関係）

基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限 (数字番号)
長さ(001)	1～16 (略) 17 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。 <u>(167)</u> 18 基準緩和による運行は、けん引自動車と被けん引自動車の連結時の長さを21.5メートル以下とし、道路を横断する場合に限る。 <u>(171)</u> 19 長さの基準を超えて分割不可能な貨物を積

新規緩和（認定要領第3 第18号の自動車に限る）	(略)	(略)
新規緩和（認定要領第3 第10号の自動車に限る）	(略)	(略)
(略)		

(注)

- 第3第13号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「飛行場の制限区域内で使用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。
- 第3第17号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「国際埠頭施設の制限区域の周辺で使用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを港湾事務所長等が証する書面（保安巡視を行う国際埠頭施設の制限区域の周囲の地図を含む。）」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。

【備考】

(1)～(18) (略)

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第13関係）

基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限 (数字番号)
長さ(001)	1～16 (略) 17 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。 <u>(167)</u> 18 基準緩和による運行は、けん引自動車と被けん引自動車の連結時の長さを21.5メートル以下とし、道路を横断する場合に限る。 <u>(171)</u> 19 長さの基準を超えて分割不可能な貨物を積

	載し運行する場合の積載物品は、長さ13メートルを超えるものに限る。(172)		載し運行する場合の積載物品は、長さ13メートルを超えるものに限る。
幅(002)	<p>1～6 (略)</p> <p>7 分割可能な貨物輸送時の積載物品は、基準緩和自動車の認定要領に規定する幅広貨物に限り、緩和事項は幅のみであること。(150)</p> <p>8 幅広貨物輸送時の車両総重量は○○○○○kg以下、最大積載量は○○○○○kg以下であること。</p> <p>9 幅広貨物輸送時の車両総重量は○○○○○kg以下、最大積載量は○○○○○kg以下(スタンション装着時の車両総重量は○○○○○kg以下、最大積載量は○○○○○kg以下)であること。</p> <p>10 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には4本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(153)</p> <p>11 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には6本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(154)</p> <p>12 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には8本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(155)</p> <p>13 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には10本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(156)</p> <p>14 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には12本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(157)</p>	幅(002)	1～6 (略)

車両総重量 (004)	<p>1 ~ 2 5 (略)</p> <p>2 6 走行試験以外の目的では運行しないこと。 (166)</p> <p>2 7 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。(167)</p> <p>2 8 分割可能な貨物輸送時の積載物品は、基準緩和自動車の認定要領に規定する幅広貨物に限り、緩和事項は幅のみであること。(150)</p> <p>2 9 被けん引自動車の後面には、単体物品基準緩和車両総重量に幅広貨物車両総重量を括弧書で、幅広貨物最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(151)</p> <p>3 0 被けん引自動車の後面には単体物品基準緩和車両総重量に幅広貨物（スタンション装着時及び取り外し時）車両総重量を括弧書で、単体物品基準緩和最大積載量に幅広貨物（スタンション装着時及び取り外し時）最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(152)</p> <p>3 1 幅広貨物輸送時の車両総重量は○○○○○ kg 以下、最大積載量は○○○○○ kg 以下であること。</p> <p>3 2 幅広貨物輸送時の車両総重量は○○○○○ kg 以下、最大積載量は○○○○○ kg 以下（スタンション装着時の車両総重量は○○○○○ kg 以下、最大積載量は○○○○○ kg 以下）であること。</p> <p>3 3 スタンションを取り外して運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(161)</p>	車両総重量 (004)	<p>1 ~ 2 5 (略)</p> <p>2 6 走行試験以外の目的では運行しないこと。</p> <p>2 7 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。</p>
軸重 (005)	<p>1 ~ 1 2 (略)</p> <p>1 3 走行試験以外の目的で運行しないこと。 (166)</p> <p>1 4 ~ 1 5 (略)</p> <p>1 6 基準緩和による運行は、道路を横断する場</p>	軸重 (005)	<p>1 ~ 1 2 (略)</p> <p>1 3 走行試験以外の目的で運行しないこと。</p> <p>1 4 ~ 1 5 (略)</p> <p>1 6 基準緩和による運行は、道路を横断する場</p>

	合に限る。 <u>(167)</u> 1 7 スタンションを取り外して運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。 <u>(161)</u>		合に限る。
隣接軸重(056)	1 ~ 6 (略) 7 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。 <u>(167)</u> 8 スタンションを取り外して運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。 <u>(161)</u>	隣接軸重(056)	1 ~ 6 (略) 7 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。
最大安定傾斜角度(007)	1 ~ 2 (略) 3 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 <u>(175)</u> 4 ~ 6	最大安定傾斜角度(007)	1 ~ 2 (略) 3 ~ 5
接地圧(009)	1 自動車の後面に及び運転者席には、接地圧を表示すること。 <u>(008)</u> 2 被けん引自動車の後面には、接地圧を表示すること。 <u>(160)</u>	接地圧(009)	自動車の後面に及び運転者席には、接地圧を表示すること。 <u>(008)</u>
ABS(068)	1 ~ 5 (略) 6 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に對し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。 <u>(158)</u>	ABS(068)	1 ~ 5 (略)
被害軽減ブレーキ(070)	1 ~ 4 (略) 5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に對し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。 <u>(158)</u> 6 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者が確認できること。 <u>(165)</u>	被害軽減ブレーキ	1 ~ 4 (略)
外装(071)	(略)	外装	(略)

座席 (021)	1～4 (略) 5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に對し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。(158)
座席ベルト (023)	1～4 (略) 5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に對し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。(158)
年少者用補助乗車装置等 (072)	1 運行速度は、20キロメートル毎時未満とする。(173) 2 運転者席には、最高速度20キロメートル毎時未満で運行する旨を表示すること。(174)
車線逸脱警報装置 (073)	1～4 (略) 5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に對し、乗車中の安全を確保るために必要な措置を周知すること。(158)
乗車定員 (069)	1～4 (略) 5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に對し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。(158)
その他の灯火等の制限 (点滅する灯火等) (042)	1～10 (略) 1 1 緑色の点滅灯火の転倒は、道路通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車を誘導している場合に限る。(168) 1 2 誘導車として使用しなくなった場合には、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。(169) 1 3 誘導中は他の車両をけん引している状態でないこと。(170)
座席 (021)	1～4 (略)
座席 (021)	1～4 (略)
年少者用補助乗車装置等	1 運行速度は、20キロメートル毎時未満とする。 2 運転者席には、最高速度20キロメートル毎時未満で運行する旨を表示すること。
車線逸脱警報装置	1～4 (略)
乗車定員 (069)	1～4 (略)
その他の灯火等の制限 (点滅する灯火等)	1～10 (略) 1 1 緑色の点滅灯火の転倒は、道路通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車を誘導している場合に限る。 1 2 誘導車として使用しなくなった場合には、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。 1 3 誘導中は他の車両をけん引している状態でないこと。

上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	1～5（略） 6 積載物品が運搬中に荷崩れ等により自動車から落下することを防止するための必要な措置を講じること。（159）
--------------------------	--

別表第3

基準緩和項目	表示の例	
長さ	「全長15.50メートル」	
幅	「全幅2.80メートル」	
幅広貨物運搬用セミトレーラであって側面スタンションを備えるもの	側面スタンション6本、取り外して輸送する場合、重量27.80トン	
高さ	(略)	
車両 総重量	(略) (略) (略) 重量緩和セミトレーラであって幅広貨物車両総重量を有するもの 重量緩和セミトレーラであって幅広貨物車両総重量を有する	(略) (略) (略) 「重量39.80トン(27.80トン)」「重量39.80トン(35.80、27.80トン)」

上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	1～5（略）
--------------------------	--------

別表第3

基準緩和項目	表示の例
長さ	「全長15.50メートル」
幅	「全幅2.80メートル」
高さ	(略)
車両 総重量	(略) (略) (略)

	もの（スタンション付き）			
最大積載量	(略)	(略)		
	(略)	(略)		
	(略)	(略)		
	重量緩和セミトレー ラであって幅広貨物 車両総重量を有する もの	「最大積載量 30.00トン(1 8.20トン)」		
	重量緩和セミトレー ラであって幅広貨物 車両総重量を有する もの（スタンション 付き）	「最大積載量 30.00トン(2 5.80、18.20トン)」		
	以下 (略)			
【備考】(略)				
別表第4 (略)				
第1号様式（第5関係）				
申請書様式 (略)				
備考				
(1)～(4) (略)				
(5) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第22号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策及び災害復旧の内容」について記載すること。				
以下 (略)				
最大積載量	(略)	(略)		
	(略)	(略)		
	(略)	(略)		
以下 (略)				
【備考】(略)				
別表第4 (略)				
第1号様式（第5関係）				
申請書様式 (略)				
備考				
(1)～(4) (略)				
(5) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第20号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策及び災害復旧の内容」について記載すること。				
以下 (略)				

第1号様式（第5第6項関係）

地方運輸局長 殿

宣 誓 書

基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）（平成9年9月19日付け自技第193号）の第4第3項に該当する処分を受けていないことを宣誓いたします。

年 月 日

申請者の氏名又は名称
住 所

印

第2号様式（略）

第3号様式～第8号様式（略）

参考1（別表第1 個別緩和・継続緩和の場合）

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

印

第2号様式（略）

第3号様式～第8号様式（略）

参考1（別表第1 個別緩和・継続緩和の場合）

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

印

誓 約 書

弊社が使用する車名 、型式 、
車台番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準
第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

（安全性優良事業所の場合）

本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所の認定について失効又は返納した場合は、速やかに報告します。

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に押印する。
- (3) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (5) 車台番号の打刻のない自動車にあっては、製造番号とする。
- (6) 2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業の用に供する場合に限る。
- (7) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考2（別表第1 一括緩和の場合）

誓 約 書

弊社が使用する車名 、型式 、
車台番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準
第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に押印する。
- (3) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4) 下線部分には、個別緩和及び継続緩和にあっては「使用」と記載する。
- (5) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (6) 車台番号の打刻のない自動車にあっては、製造番号とする。
- (7) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考2（別表第1 一括緩和の場合）

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

印

誓 約 書

弊社が基準緩和の認定を申請する車名 、型式 、
車台番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準
第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり周知することを誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守すること。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守すること。
- 3 1に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立てをしないこと。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報すること。

(日本工業規格 A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に押印する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業の用に供する場合に限る。
- (5) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考3～参考8（略）

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

印

誓 約 書

弊社が基準緩和の認定を申請する車名 、型式 、
車台番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準
第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり周知することを誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守すること。
- 2 運行に当たっては、道路運送法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守すること。
- 3 1に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立てをしないこと。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

(日本工業規格 A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に押印する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考3～参考8（略）

附則（平成31年2月21日 国自技第228号）

（適用時期）

1 この要領は、平成31年3月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。ただし、第4、第5、第6及び第8に関する改正については、2019年9月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

○「基準緩和自動車の行政処分等要領について」(平成29年7月3日付け国自技第49号)の一部改正について 新旧対照表

制定 平成29年7月3日付 国自技第49号
最終改正 平成31年2月21日付 国自技第228号

改 正		現 行	
基準緩和自動車の行政処分要領		基準緩和自動車の行政処分要領	
第1～第3（略）		第1～第3（略）	
第4 違反点数の取扱い		第4 違反点数の取扱い	
1 基準緩和自動車の違反行為及び違反点数は別表第1（違反行為及び違反事項別の基礎点数）、別表第2（事故等に応じた加算点数）、別表第3（関係法令の違反に応じた加算点数）によるものとする。		1 基準緩和自動車の違反行為及び違反点数は別表第1（違反行為及び違反事項別の基礎点数）、別表第2（事故等に応じた加算点数）、別表第3（関係法令の違反に応じた加算点数）によるものとする。	
2 緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第1の違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第2及び別表第3による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を付するものとする。		2 緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第1の違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第2及び別表第3による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を付するものとする。	
第5～第7（略）		第5～第7（略）	
別表第1（違反行為及び違反事項別の基礎点数）		別表第1（違反行為及び違反事項別の基礎点数）	
違反行為	違反事項	基礎点数	適用保安基準
基準緩和の認定に付された条件又は制限を遵守せずに運行した場合	1、2（略）	(略)	第55条第6項第3号
	3 長大若しくは超重量で分割不可能な単体物品、認定要領に規定する幅広貨物若しくは長尺貨物又はコンテナを積載するために緩和を受けた基準緩和自動車制限事項に違反し、積載貨物を落下させた	8点	
	4 長さ、幅、高さ、車両総重量、軸重、隣接軸重の緩和を受けた基準緩和自動車		
	①～⑤（略）	(略)	
違反行為	違反事項	基礎点数	適用保安基準
基準緩和の認定に付された条件又は制限を遵守せずに運行した場合	1、2（略）	(略)	第55条第6項第3号
	3 長さ、幅、高さ、車両総重量、軸重、隣接軸重の緩和を受けた基準緩和自動車		
	①～⑤（略）	(略)	

以下 (略)	⑥ 幅広貨物以外の貨物バラ積み運行 (認定要領に規定する幅広貨物の制限違反)	3点		以下 (略)	(略)	以下 (略)
	⑦ ①～⑥以外の条件及び制限事項違反	(略)	以下 (略)			

以下 (略)	⑥ ①～⑤以外の条件及び制限事項違反	(略)	以下 (略)
	④～⑥ (略)	(略)	

(※1) 監査において、2から5の違反行為を確認した際に、当該違反行為があった場合に限り加算する。

以下 (略)

別表第2 (事故等に応じた加算点数)

事故等の種類	加算点数
次に掲げる事故等であって、別表第1に掲げる違反行為が認められたもの 1～5 (略)	(略)
6 自動車に積載された <u>長大若しくは超重量で分割不可能な単体物品、認定要領に規定する幅広貨物若しくは長尺貨物又はコンテナを落下させた場合</u>	(略)
以下 (略)	(略)

別表第3～別表第5 (略)

様式第1、様式第2 (略)

様式第3－1 (初回又は2回目の警告書の例)

事業者名 代表取締役 □□ □□ 殿	〇〇第〇〇〇〇号 平成〇年〇月〇日
〇〇運輸局長 (支局長) 〇〇 〇〇	警 告 書

以下 (略)	⑥ ①～⑤以外の条件及び制限事項違反	(略)	以下 (略)
	④～⑥ (略)	(略)	

(※1) 監査において、2から4の違反行為を確認した際に、当該違反行為があった場合に限り加算する。

以下 (略)

別表第2 (事故等に応じた加算点数)

事故等の種類	加算点数
次に掲げる事故等であって、別表第1に掲げる違反行為が認められたもの 1～5 (略)	(略)
6 自動車に積載された <u>コンテナを落下したもの</u>	(略)
以下 (略)	(略)

別表第3～別表第5 (略)

様式第1、様式第2 (略)

様式第3－1 (初回又は2回目の警告書の例)

事業者名 代表取締役 □□ □□ 殿	〇〇第〇〇〇〇号 平成〇年〇月〇日
〇〇運輸局長 (支局長) 〇〇 〇〇	警 告 書

貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成〇年〇月〇日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。

このような行為は、道路運送車両の保安基準第55条第6項3号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適正な運行を行うよう厳重に警告する。

また、この警告書に基づく改善の具体的措置については、書面により平成〇年〇月〇日までに当局（支局）あて報告されたい。

なお、改善の結果が適切でないと認められる場合又は報告がなされない場合は、基準緩和の認定の取消し等必要な措置を執ることがあることを申し添える。

記

1. ~ 4. (略)

この処分（書面報告の部分に限る。以下同じ。）に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内又は、処分があった日の翌日から起算して1年以内に国土交通大臣に対し審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内又は処分の日から1年以内に國を被告（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があつたことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

(日本工業規格A列4番)

以下 (略)

附則（平成31年2月21日 国自技第228号）
(適用時期)

1 この要領は、平成31年3月1日以降に実施する緩和監査から適用する。

貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成〇年〇月〇日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。

このような行為は、道路運送車両の保安基準第55条第6項3号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適正な運行を行うよう厳重に警告する。

また、この警告書に基づく改善の具体的措置については、書面により平成〇年〇月〇日までに当局（支局）あて報告されたい。

なお、改善の結果が適切でないと認められる場合又は報告がなされない場合は、基準緩和の認定の取消し等必要な措置を執ることがあることを申し添える。

記

1. ~ 4. (略)

(日本工業規格A列4番)

以下 (略)